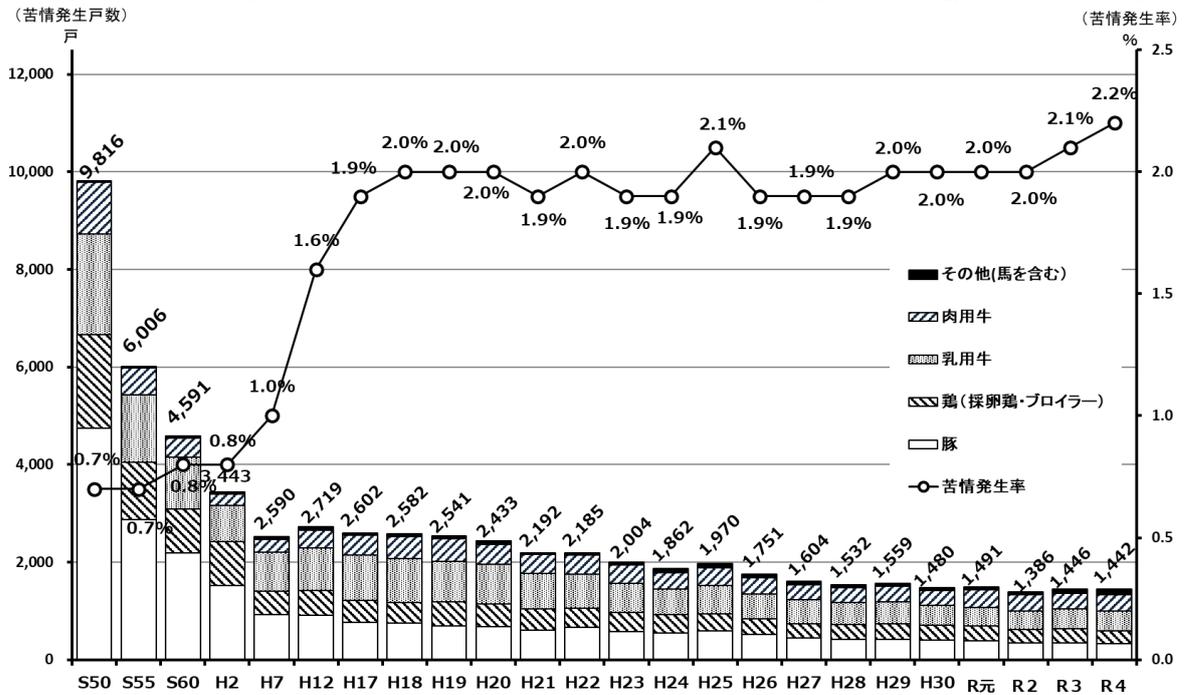


畜産経営に起因する苦情発生状況

農林水産省畜産局
畜産振興課環境計画班

1. 苦情発生戸数

令和4年における畜産経営に起因する苦情発生戸数は1,442戸で、前年に比べ4戸減少した。苦情発生率は2.2%で、平成17年以降概ね横ばいで推移している。



注1：当該年の7月1日までの1年間に住民等から地方公共団体へ届けられたものである。
 注2：同一経営体に苦情が複数寄せられた場合、苦情の内容が同じ場合は1戸として計上しているが、異なる種類の苦情があった場合は複数戸として計上されている。
 注3：苦情発生率 = 苦情発生戸数 ÷ 飼養戸数。ただし「その他」については戸数が把握できないことから、苦情発生率の算定からは除外されている。なお、飼養戸数は「畜産統計」「農林業センサス」（いずれも農林水産省）等による。

2. 畜種・苦情の内容別の発生戸数

畜種別の苦情発生戸数の割合は、乳用牛27.3%（前年28.4%）、肉用牛23.4%（同22.4%）、豚22.9%（同23.7%）、採卵鶏13.9%（同15.3%）、ブロイラー4.6%（同4.6%）であり、近年と同様の傾向であった。

苦情の内容別発生戸数の割合についても、悪臭関連が54.0%（前年54.2%）、水質汚濁関連が18.6%（同18.8%）、害虫関連が11.3%（同11.4%）、その他が16.1%（同15.6%）となっており、近年と同様の傾向であった。

畜産経営に起因する苦情の畜種別・内容別発生戸数(令和4年)

(単位：戸、%)

区分	悪臭関連	水質汚濁関連	害虫関連	その他	合計
乳用牛	263 (28.0)	102 (31.5)	47 (23.9)	69 (24.6)	394 (27.3)
肉用牛	216 (23.0)	52 (16.1)	49 (24.9)	79 (28.1)	337 (23.4)
豚	256 (27.2)	123 (38.0)	16 (8.1)	20 (7.1)	330 (22.9)
採卵鶏	128 (13.6)	28 (8.6)	72 (36.6)	20 (7.1)	201 (13.9)
ブロイラー	52 (5.5)	8 (2.5)	3 (1.5)	12 (4.3)	66 (4.6)
馬	6 (0.6)	5 (1.5)	3 (1.5)	1 (0.4)	11 (0.8)
その他	19 (2.0)	6 (1.9)	7 (3.6)	80 (28.5)	103 (7.1)
合計	940 (100.0)	324 (100.0)	197 (100.0)	281 (100.0)	1,442 (100.0)
構成 (%)	54.0	18.6	11.3	16.1	100.0

注1：「悪臭関連」には、悪臭単独の苦情に加え、悪臭以外の苦情(水質汚濁、害虫発生等)を併発しているものも含む(その他の分類も同様)。

このため、各分類の戸数を合計した戸数と、「合計」欄の戸数は一致しない。

注2：「その他」に分類される苦情の内容は、ふん尿の流出、騒音等である。

3. 畜種・飼養規模別の発生戸数

畜種別の苦情発生率は、乳用牛 3.0%（前年 3.0%）、肉用牛 0.8%（同 0.8%）、豚 9.2%（同 8.9%）、採卵鶏 11.1%（同 11.8%）、ブロイラー 3.1%（同 3.1%）であり、近年と同様の傾向であった。

また、飼養規模別の苦情発生率については、ブロイラーを除く各畜種において、飼養規模が大きくなるほど苦情発生率が高くなっており、近年と同様の傾向であった。

・乳用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	6	0.8%	723
～29	58	1.4%	4,100
30～99	206	3.0%	6,787
100～299	82	4.6%	1,771
300～	48	13.8%	348
合計	394	3.0%	13,300

※成畜(満2歳以上の牛の頭数)(畜産統計、農林水産省)

・肉用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	41	0.2%	19,506
～19	95	0.4%	24,260
20～99	110	0.9%	11,680
100～499	78	2.1%	3,650
500～	54	6.9%	783
合計	337	0.8%	40,400

※総飼養頭数(畜産統計、農林水産省)

・豚

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	4	0.7%	578
～999	102	6.2%	1,640
1,000～1,999	72	11.4%	633
2,000～2,999	47	15.9%	296
3,000～	109	16.5%	662
合計	330	9.2%	3,590

※肥育豚飼養頭数(畜産統計、農林水産省)

・採卵鶏

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	26	1.1%	2,366
～9,999	49	7.9%	624
10,000～49,999	58	12.6%	462
50,000～99,999	28	13.1%	214
100,000～	66	19.8%	334
合計	201	11.1%	1,810

※成鶏めすの飼養羽数(畜産統計、農林水産省)

・ブロイラー

飼養規模※	苦情発生戸数	発生率	飼養戸数
管理基準非適用	4	1.8%	226
～99,999	52	10.9%	479
100,000～299,999	8	0.8%	986
300,000～499,999	3	0.8%	370
500,000～	3	1.0%	313
合計	66	3.1%	2,150

※年間の出荷羽数(畜産統計、農林水産省)

注1：飼養規模について、採卵鶏では飼養羽数は千羽未満、ブロイラーでは年間出荷羽数が三千羽未満の戸数は含まれていないため、小規模区分の苦情発生率は実際より高く見積もられている可能性がある。

注2：管理基準非適用農家の飼養戸数は、「令和3年度家畜排せつ物法施行状況等調査(農林水産省)」による。

注3：各飼養規模層の飼養戸数には、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含んでいないため、それらの合計値と「合計」欄の飼養戸数は一致しない。

4. 新規の苦情発生戸数と繰り返しの苦情発生戸数の割合

令和2年から調査をはじめた新規の苦情の発生戸数と、全体の苦情発生戸数から新規の苦情発生戸数を除いた、同一経営体に対する繰り返しの苦情発生戸数の割合は、乳用牛 60.7% (前年 55.5%)、肉用牛 49.6% (同 41.7%)、豚 66.7% (同 71.7%)、採卵鶏 68.7% (同 74.7%)、ブロイラー 62.1% (同 68.2%) であった。令和4年においては、全体の4割が新規の苦情、6割は繰り返しの苦情であり、調査を実施した過去2年と同様の傾向であった。

(単位：戸、%)

区分	苦情発生戸数	新規の苦情※	
		新規の苦情※	新規を除いたもの (繰り返しの苦情)
乳用牛	394(100)	155 (39.3)	239(60.7)
肉用牛	337(100)	170 (50.4)	167(49.6)
豚	330(100)	110 (33.3)	220(66.7)
採卵鶏	201(100)	63 (31.3)	138(68.7)
ブロイラー	66(100)	25 (37.9)	41(62.1)
馬	11(100)	8 (72.3)	3(27.3)
その他	103(100)	71 (68.9)	32(31.1)
計	1,442(100)	602(41.7)	840(58.3)

※ (R3.7.1~R4.6.30) において初めて苦情が発生した戸数